


(証人等調書)

<input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)		裁判所書記官印 
事件の表示	平成 24 年 (ワ) 第 36778 号	
期 日	平成 27 年 2 月 17 日 午後 1 時 10 分	
氏 名	高 品 秀 弘	
年 齢	76 歳	
住 所	[Redacted]	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証した場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input checked="" type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
<input checked="" type="checkbox"/> 別紙速記録のとおり <input type="checkbox"/> 別紙反訳書のとおり <input type="checkbox"/> 別紙記載のとおり		
以 上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。  
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

ては問題ないというふうに判断できます。

信ずるとか信じないの問題じゃないと思いますよ。もし社員が田辺さんが指摘してるように、鑑定人に問題点を感じなければ、結局鐘ヶ江鑑定人の意見がそのまま会社として認めるという結果になるのではありませんかと、だから社員が相当しっかりして、チェックしないといけないということですよ。

社員と並びに管理者の目が通ります。支払までは1か月とかいう期間がありますので、途中途中で管理者がチェックが入りますし、報告を求める場合もあります。それから支出決定権限で全部書類を見てやるわけですから、そこに問題が大きければ当然そこは是正されていくというふうになると思います。

田辺さんが、鐘ヶ江鑑定人以外の鑑定について、問題があるということを指摘していたことがありますか。

記憶がありません。

ないですよ。

はい。

田辺さんが問題にしていたのは、鐘ヶ江鑑定人だけじゃなかったでしょうか。

分かりません。

原 告

乙第37号証を示す

3ページの1行目から鑑定人の提出した鑑定結果に不備があれば、それを確認して修正を求めるのは、当然のことながら損害調査部の社員の仕事になるので、鑑定人がずさんな仕事をして会社に損害を与えることはあり得ないと記述してますね。しかしながら、鐘ヶ江鑑定人の陳述書にもありますけれども。

乙第3号証を示す

鐘ヶ江鑑定人に頼んだ仕事一覧表ですが、これを見ると、大半が、半分以上



が、半分か半分以上が、鐘ヶ江鑑定人の単独立会いですよね。いわゆる鑑定人の単独立会い、鑑定人に単独立会いをさせるということは、鑑定人が真面目に仕事をするだろうという前提で業務を依頼することは議論するまでもないと思いますけれども、単独で立会いした鑑定人に対して、現場も見えていない社員がどうやって不備を見付けて修正させるのですか。そんなこと不可能ではないですか。

それは鐘ヶ江鑑定人単独でよろしいということであれば、その鑑定結果については会社は信頼するということですので、そこに問題は生じないというふうに思います。

信頼じゃなくて、鐘ヶ江鑑定人は絶対じゃあ鐘ヶ江鑑定人の単独立会いには絶対不備がないという、そう断言できるわけですか。

いや、そう断言するよりも、そういうふうに依頼をして単独で行き、全件を任せたとであれば、そういうふうに信頼して、その結果についての責任は会社が負うということになります。ただし、その結果については担当者と管理者が事後チェックが入りますので、そこに問題が大きければ、当然協定する前でありますので、お客さんとの協定前にチェックができるはずでございます。

それを言ってるんですよ。事後チェックなんかどうやってできるんですか、単独立会いして、鑑定人しか現場に行って調査してないのに。事後チェックをして、どうやって不備を見付けるのですか、いい加減な鑑定をしたのか、きちんと鑑定したのか。そんなこと不可能ではないですか。

それは単独で求めたということは、そこに信頼があると。

つまり信頼してるだけで、鐘ヶ江鑑定人の仕事に不備がないなんてことは断言できないわけですよ。単に信頼してるだけですよ。そうですね。

その不備というのが、どういう内容の不備なのかが理解できませんけれども、鑑定人の行った結果についての責任は会社が持ち、その結果